

連結財務諸表における基礎概念と 会計基準の首尾一貫性に関する研究

小笠原 章 友

商学研究 東京国際大学大学院商学研究科 第26号 抜刷
2015年（平成27年）9月20日

連結財務諸表における基礎概念と 会計基準の首尾一貫性に関する研究

小笠原 章 友

目 次

はじめに	
第1章 わが国における連結に関する会計基準	
第1節 連結基礎概念とは	
第2節 親会社説と経済的単一体説	
第3節 小括	
第2章 IFRSにおける連結に関する会計基準	
第1節 設定経緯	
第2節 連結手続	
第3節 IFRS第10号及びIFRS第12号の概要と適用範囲	
第4節 日本基準との相違	
第3章 各章から導きだされる問題点（論点）	
第1節 全部のれん方式の採用の可否に関する問題点【論点1】	
第2節 非支配株主持分の表示に関する問題点【論点2】	
第4章 結論——経済的単一体説の考えを重視した会計基準によって作成した連結財務諸表を採用できるか否か	
第1節 論点1に関する結論	
第2節 論点2に関する結論	
おわりに	

はじめに

1990年代後半、金融証券市場のグローバル化が進展する一方で、わが国の経済はバブル崩壊により、大きな環境変化に直面することになった。このような環境変化に対応するため会計制度も大きく変化することになった。いわゆる金融ビッグバンである。この一連の金融改革

は単に国際化への対応ということではなく、わが国の経済環境の変化に対する内的必要性によるものであったと考えられている。その中の会計制度改革のひとつとして、1997年に連結中心のディスクロージャー制度への転換が図られたのである。

この時期、金融ビッグバンの中で会計制度改革と同時に他の制度の改正も行われ、1997年の独占禁止法の改正により純粋持株会社の創設が認められた。さらに、既存の企業集団が純粋持株会社を創設することを容易にするため、1999年に商法に株式交換制度が導入された。純粋持株会社では、連結財務諸表によらなければ傘下企業の事業実態を知ることができないこともあり、2002年に商法にも連結計算書類が導入された。このように、金融商品取引法では連結財務諸表が主要財務諸表となるとともに、連結情報は不可欠であるという認識は一般化されたと考えられる。

一方、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）が、欧州等の特定の地域の資本市場で利用される会計基準から、100を超える国や地域において利用される会計基準へとその世界的な位置づけを急速に高めていることが挙げられる。中でも、アジア・オセアニア地域の国々におけるIFRSへの関心は大きくなってきており、当該地域は、その経済成長とともに、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）にとっても重要な位置付けとなっている。

企業活動のグローバル化や多角化が進行するなかで、経営活動も単体ベースから連

結ベースへとシフトしている。こうした経営環境の変化に伴い、経営者自身にとっても、財務諸表の利用者にとっても、個別財務データでは適切な意思決定を行うことが難しくなってきたと考えられる。すでに、日本では、連結財務諸表の作成が求められており、連結財務諸表を優先した情報開示も定着している。しかし、連結財務諸表をめぐる論点は多岐にわたっており、IFRSでもいまだ改訂作業が継続されている。こうした世界情勢を踏まえて、日本でも連結財務諸表の作成に関するさまざまな会計基準の新設・改訂が続いている。

このように、わが国の会計基準とIFRSによるコンバージェンスやアドプションが積極的に行われており、特に連結財務諸表については、個別財務諸表と比較した場合、情報提供機能や国際的な比較可能性がより重視される傾向がある。連結財務諸表は、支配従属関係にある二つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。¹⁾

会計基準のコンバージェンスが進展するなか、連結会計基準に関しても、日本基準との相違が明白になりつつある。なかでも重要な相違点として、連結会計主体論として基本的に親会社説に立脚する日本基準に対し、国際的な会計基準では経済的単一体説がますます重視されようとしている。本稿の目的は、連結会計基準の国際動向を踏まえて、日本基準との相違点に着目しつつ、重要な論点を基礎概念に立ち返って検討することである。²⁾

本稿においては、わが国とIFRSにおける連結会計基準に焦点を当て、わが国の連結会計基準とIFRSにおける連結会計基準を比較し、その問題点を考察することにする。

まず、第1章において、わが国における連結に関する会計基準に焦点を当てて、親会社説と経済的単一体説の違いを明らかにするとともに、現行の基準が採用している考え方について

考察する。

次に、第2章において、IFRSにおける連結に関する会計基準の経緯と概要を説明し、主に日本基準との相違を考察する。

そして、第3章では、各章から導きだされる問題点を浮き彫りにし、二つの論点について考察する。

最後に、第4章では、本稿のまとめとして、経済的単一体説の考えを重視した会計基準によって作成した連結財務諸表を採用できるか否かの結論と総括を述べる。

第1章 わが国における連結に関する会計基準

第1節 連結基礎概念とは

1. 連結財務諸表の目的

連結財務諸表がどのような目的で作成されるのかという問題については、以下の二つに分けることができる。

- (1) 連結財務諸表は何を明らかにするために作成されるのか。
- (2) 連結財務諸表は誰のために作成されるのか。

(1) について、連結財務諸表原則では、「連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む）からなる企業集団を単一の組織体とみなして親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。」としている。³⁾

連結財務諸表は、このような単一組織体としての「企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告する」ことを目的として作成されるものであるから、これは作成者側の目的命題であると考えられる。したがって、これを作成命題と呼ぶことにする。この作成命題に示されている「財政状態及び経営成績」の具体的内容は、次に示す利用命題によって規定される関連があ

る。⁴⁾ また、ここでいう企業集団とは、法的に独立した企業間で一つの企業が他の企業の株式を取得する等によってその企業を支配し、支配企業と従属企業とから成る企業集団が構成される場合のものである。⁵⁾

連結財務諸表のもう一つの目的は、連結財務諸表が「誰のために」作成されるかということである。(2) について、連結財務諸表原則前文では、「証券取引法に基づく企業内容開示制度は、投資者のための投資情報を開示させることにより、投資者保護に資することを目的とするものである。」としている。⁶⁾

この連結財務諸表原則の趣旨からすると、連結財務諸表は、投資者（親会社の株主）のために作成するものであると考えることができる。したがって、連結財務諸表が親会社株主にとって、投資情報として十分な役立ちをもつとき、当該連結財務諸表の有用性が認められる。⁷⁾ このように、親会社株主のために連結財務諸表が作成されなければならないとするのは、投資者側の要請を反映した命題であるから、これを利用命題と呼ぶことにする。⁸⁾

このように、連結財務諸表の目的には作成命題と利用命題とがあり、利用命題により作成命題が規制される。換言すれば、どのような観点（誰のためにという観点）をとるかにより、連結財務諸表によって表わされる財政状態および経営成績の意味内容が異なってくると考えられる。

2. 連結基礎概念

連結基礎概念とは、連結財務諸表がどのような立場から、どのような性質を持つものとして作成されるかという一種の仮定であり、連結財務諸表特有の基礎概念としていえるものは、連結主体論であると考えられる。この連結主体論としては、親会社説と経済的単一体説がある。連結財務諸表と個別財務諸表の関係を考えるうえで、どの立場から考察するかは非常に重要であるといえ、このような議論を連結主体論または連結会計主体論という。

連結基礎概念は、Moonitzらによって提唱され、Baxterらによって体系化されたものが、米国財務会計基準委員会（以下、「FASB」という。）が1991年に公表した論点整理「連結の方針ならびに手続きに関する論点の分析」に修正されて引き継がれた議論である。⁹⁾

上述したように、連結基礎概念とは、誰のために連結財務諸表を作成するべきかという問題を考えるにあたっての基礎的な考え方であるため、どの連結基礎概念に立脚するかにより、連結財務諸表について理論上導き出される会計処理に差異が生じることになる。¹⁰⁾ すなわち、第2節以降で詳述する親会社説、経済的単一体説の考え方のいずれかを採用するか否かで、連結財務諸表から得られる情報も変わるようになる。そのため、連結財務諸表を考察するうえで非常に重要な概念であるといえる。

第2節 親会社説と経済的単一体説

上述したように、どの連結基礎概念に立脚するかにより、連結財務諸表について理論上導き出される会計処理に差異が生じ、連結財務諸表の数値に違いが表れる。以下では、親会社説と経済的単一体説の基本的特徴及び連結の範囲を確認したうえで、2つの概念を①連結範囲の決定基準、②非支配株主持分の表示、③子会社の時価評価方法、④のれん認識範囲、⑤支配獲得後の持株売買取引の性質、⑥非支配株主損益の性質、⑦アップ・ストリームの未実現利益の消去方法、七つの観点から比較し、連結基礎概念との関連性を検証する。¹¹⁾

1. 連結基礎概念の基本的特徴と連結の範囲

(1) 連結基礎概念の基本的特徴

連結基礎概念を理解するうえで、すでに多くの文献などで親会社説と経済的単一体説と名付けられた基礎概念の下で正当化される連結ルールのセットが提示されている。¹²⁾ そのため、親会社説、経済的単一体説のそれぞれに対して、どのような定義を与えたらよいかの問題となる。以下では、連結の基礎とされる諸概念がど

のように考えられているのか、また、どのような実質的内容を持っているのか、そして、連結ルールに対する準拠枠としてどこまで有効なのかを検討し、それらの意義を検討する。¹³⁾

①親会社説

親会社説は、親会社の株主持分を強調する考え方である。この考え方によれば、連結財務諸表の株主持分は、親会社株主の持分に、子会社の純資産に対する親会社の持分を加えたものを表す。連結貸借対照表は、本質的には、子会社に対する親会社の投資を、子会社のすべての資産及び負債に置き換えて、親会社の貸借対照表を修正したものである。しかし、非支配株主持分は連結事業体に対する所有者持分とは別のものと考えられるので、連結財務諸表の株主持分には含めず、親会社の株主持分は、連結事業体の株主持分と等しくなる。

同様に、連結損益計算書は、本質的には、子会社に対する投資から得られる親会社の利益を、子会社の収益、費用、利得及び損失に非支配株主に帰属する部分を差し引いて、親会社の損益計算書を修正したものである。このように親会社説は、親会社の貸借対照表および損益計算書の一項目を複数項目に置き換えることにより、親会社の財務諸表が親会社の全体像についてよりよい情報を提供することを意図している。¹⁴⁾

②経済的単一体説

一方、経済的単一体説は、企業集団全体を支配する非支配株主を含む株主全体の視点からとらえる点を強調する考え方である。この考え方によれば、連結財務諸表は単一の集団として事業活動を営んでいる法的事業体の集合体（すなわち親会社及びその子会社）について情報を提供しようとするものである。そして、企業集団を構成するさまざまな事業体の資産、負債、収益、費用、利得及び損失が、連結事業体の資産、負債、収益、費用、利得及び損失となる。すべての子会社が完全

所有の子会社である場合を除いて、企業の所有者持分は、親会社の株主持分と非支配株主持分とに区分される。親会社の株主持分と非支配株主持分はどちらも連結事業体の所有者集団を構成する。¹⁵⁾

2. 連結主体論と整合的な会計処理

(1) 連結範囲の決定基準

連結財務諸表を作成するには、まず、親会社の支配が及ぶ範囲、すなわち、上述した「連結の範囲」を決定する必要がある。連結財務諸表は、企業集団の財政状態・経営成績およびキャッシュ・フローの状況を表示する役割を果たしているが、その企業集団に含められる会社の範囲を決定しないことには連結財務諸表を作成できないからである。何を基準に連結の範囲を決定するのか、それには「持株基準」と「支配力基準」の二つの考え方がある。

①親会社説

親会社説に整合する考え方は「持株基準」である。持株基準とは、親会社が所有する議決権付株式の割合によって連結範囲を決定する基準である。それによれば、親会社が直接、議決権付株式を過半数所有している場合にも子会社と判定される。¹⁶⁾

②経済的単一体説

経済的単一体説に整合する考え方は「支配力基準」である。支配力基準とは、親会社が他の会社に対する実質的な支配力をベースに連結範囲を決定する基準である。実質的な支配力とは、他の会社の経営者の人事や営業方針、財務方針を指示もしくは方向を定める親会社の力のことである。¹⁷⁾

(2) 非支配株主持分の表示

親会社による子会社株式の所有割合が100%に満たないとき、子会社には親会社以外の非支配株主が存在する。投資と資本の相殺消去にあたり、子会社の資本勘定は親会社と非支配株主の持株比率に基づいて区分され、親会社に帰属

する部分は親会社の投資勘定と相殺消去され、非支配株主に帰属する部分は非支配株主持分として貸方に計上する。¹⁸⁾

①親会社説

親会社説の立場からは、非支配株主持分の性質はそれほど明快ではない。非支配株主持分は、現金その他の資産を支払うべき債務ではないから負債ではなく、また、本節1(1)で述べたように、親会社説では、非支配株主持分は連結財務諸表の株主持分には含めないで、子会社の非支配株主が親会社の持分を構成するわけではない。したがって、非支配株主持分は、貸借対照表上、負債の部と株主持分の部との間に別の区分を設けて表示されたり、負債の部に表示されることもあった。現行では、株主資本以外の純資産の一項目として取り扱われている。損益計算書上、非支配株主持分に帰属する損益は、純損益を算定する際に控除されるのが一般的であり、損益計算書の最終損益は、親会社の株主持分に帰属する損益を表す。¹⁹⁾

②経済的単一体説

経済的単一体説では、非支配株主持分は全体として経済的単一体、すなわち、企業グループ全体の所有者の持分の一部で、親会社の株主持分と同様の性質を持つので、これと同様に処理される。したがって、非支配株主持分は、貸借対照表上は所有者持分の一部に分類される。また、非支配株主持分に帰属する損益は、損益計算書上、純損益の内訳項目として処理される。すなわち、損益計算書上の最終損益は親会社の株主持分と非支配株主持分の双方に帰属する損益を表しており、両者への損益の配分は、最終損益のさらに後に表示されることになる。²⁰⁾

平成25年改正会計基準では、少数株主持分を非支配株主持分に変更することとした。これは、他の企業の議決権の過半数を所有していない株主であっても他の会社を支配し親会社となることがあり得るため、より正確な表現とする

ためである。これに合わせて、少数株主損益を、非支配株主に帰属する当期純利益に変更することとした。²¹⁾

(3) 子会社の時価評価方法

連結に先立って、非支配株主が存在する子会社の資産・負債を時価評価する方法には、部分時価評価法と全面時価評価法がある。部分時価評価法が、子会社の資産・負債のうち親会社の持分に相当する部分についてのみ時価評価が行われるのに対し、全面時価評価法は、子会社の資産・負債のすべてを支配獲得時の時価で評価する。

①親会社説

親会社説に整合する考え方は「部分時価評価法」である。部分時価評価法は、子会社の資産・負債のうち、親会社に帰属する部分を区別し、当該部分のみを時価により評価する方法である。そのため、親会社が投資を行った際の親会社の持分を重視する考え方であり、親会社説に整合すると考えられるのである。

②経済的単一体説

経済的単一体説に整合する考え方は「全面時価評価法」である。全面時価評価法は、子会社の資産及び負債を、親会社に帰属する部分と非支配株主持分に帰属する部分に区別しない方法である。そのため、親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方であり、経済的単一体説に整合すると考えられるのである。

(4) のれん認識範囲

①親会社説

単一取引により子会社の株主持分を取得した場合、親会社説の下では、子会社の資産及び負債は、取得日における子会社の公正価値に対する親会社の株主持分に相当する金額と、子会社の帳簿価額に対する非支配株主持

分に相当する金額を加えた金額で、連結に含まれる。連結のれんは、親会社の子会社への投資勘定と、子会社の資産及び負債の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額として認識される。子会社株式を取得した後に子会社株式を追加取得した場合、各追加取得が別々の取引とされ、各追加取得の子会社の公正価値に対する持分とのれんが認識される。これらの追加取得は、支配獲得時に合算され、連結に含まれる。非支配株主持分は、子会社の帳簿価値に対する持分相当額で処理されるため、取得日の公正価値やのれんに影響されない。

②経済的単一体説概念

単一取引により子会社の株主持分を取得した場合、経済的単一体説の下では、子会社の資産及び負債は取得日の公正価値で連結される。これには、子会社の公正価値に対する親会社の持分相当額も非支配株主持分相当額も含まれる。経済的単一体説では、子会社株式取得時における連結のれんの解釈に、全部のれん説と購入のれん説の2説がある。全部のれん説は、子会社への投資額から推定される子会社の評価額と、子会社の資産及び負債の公正価値との差額を連結のれんと解釈するものである。したがって、この場合ののれんには、親会社の株主持分に見合うのれんだけでは、非支配株主持分に見合うのれんも含まれる。

(5) 支配獲得後の持株売買取引の性質

支配獲得後に子会社株式を追加取得した場合は、非支配株主の持株比率の低下に対応する額だけ非支配株主持分を減額し、追加取得した株式と相殺する。全面時価評価法のもとでは、支配獲得による経済的単一体の形成時点でのみ子会社の時価評価を行えばよく、追加取得時の時価評価は要しない。

(借) 非支配株主持分 ××××
(貸) S社株式 ××××

親会社が非支配株主から持株を買い増す取引は、非支配株主を企業外部者とみれば損益取引であるが(親会社説)、非支配株主も親会社株主と同じ出資者と考えれば資本取引に該当する(経済的単一体説)。したがって、上記の仕訳で生じた差額は、旧基準ではのれんとされてきたが、2013年改正の新基準は経済的単一体説に立脚し、これを資本剰余金とするよう規定している。²²⁾ この結果、資本剰余金がマイナスの値になる場合には、期末において資本剰余金をゼロとし、そのマイナス額は利益剰余金から減額する。²³⁾

(6) 非支配株主損益の性質

①親会社説

親会社説の考え方によれば、非支配株主損益は、連結損益計算書の「税金等調整前当期純利益」の後で「当期純利益」の前において、損失又は利益として表示し、「当期純利益」は親会社の株主に帰属する利益の額として計算される。

②経済的単一体説

経済的単一体説の考え方によれば、親会社株主と非支配株主の両方の利益合計を当期純利益とし、そこから「非支配株主に帰属する当期純利益」を控除して「親会社株主に帰属する当期純利益」を表示する。(図1)

(7) 会社間取引と未実現損益の消去

連結会社相互間の資産の売買は、企業集団の内部での財貨の移動にすぎないから、当該資産が集団外部への販売等によって費用化するまでは、損益を計上しないのが実現基準の考え方である。したがって、連結会社の一方が利益を加算する等により取得原価とは異なる価格で棚卸資産、固定資産その他の資産を他の連結会社へ販売し、それらが期末に資産として残存している場合には、当該資産に未実現損益が含まれているため、連結決算上でその全額を消去しなければならない。²⁴⁾

(親会社説)	(経済的単一体説)
売 上	
売 上 原 価	
販売費及び一般管理費	
営 業 利 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
経 常 利 益	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税金等調整前当期純利益	(2015年4月以降に開始の年度から)
法 人 税 等	税金等調整前当期純利益
非支配株主損益調整前当期純利益	法 人 税 等
非支配株主損益	当期純利益
当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益
	非支配株主に帰属する当期純利益

図 1

①親会社説

付加された利益のうちどの部分を消去するかについて、親会社説の考え方によれば、非支配株主は連結実体にとって外部者とみなされるため、付加された利益のうち、親会社の持分比率に相当する部分については、連結実体内部との取引により生じた未実現利益であり、非支配株主の持分比率に相当する部分については、連結実体の外部者との取引により生じた実現利益であるといえる。したがって、親会社の持分比率に相当する部分についてのみ消去する（部分消去）。

②経済的単一体説

一方、経済的単一体説の考え方によれば、非支配株主は連結実体の持分保有者とみなされるため、付加された利益は全て内部取引により生じた未実現利益であるといえる。したがって、付加された利益の全ての部分を消去する（全額消去）。

第3節 小括

以上のように、親会社説と経済的単一体説という二つの概念を連結の範囲、連結手続きの観点から比較し、その違いを検討してきた。検討した項目は七つであり、わが国の現行制度上で

は以下のように分類されている。

まず、①連結範囲の決定基準、③子会社の時価評価方法、⑤支配獲得後の持株売買取引の性質、⑥非支配株主損益の性質及び⑦アップ・ストリームの未実現利益の消去方法については、経済的単一体説による会計処理をしている。このうち、⑤支配獲得後の持株売買取引の性質と⑥非支配株主損益の性質に関しては、平成25年の改正会計基準で親会社説による会計処理から経済的単一体説による会計処理に変更されている。^{25) 26)} このように、日本の連結会計基準も親会社説から経済的単一体説の考え方をベースとした改正が頻繁に行われている。

一方、②非支配株主持分の表示及び④のれん認識範囲については、親会社説による会計処理のままである。以下は、相違が生じる側面を対比して整理したものであり、◎のついた部分がわが国の会計基準が規定する内容である。(表1)

日本の会計基準は、連結財務諸表の主たる目的が親会社の投資者の意思決定のための情報提供にあること、及び親会社説による会計処理方法の方が現実の企業集団経営の実務感覚とよりいっそう合致していることを根拠として、かつては親会社説に立脚してきた。²⁷⁾ しかし国際的な会計基準が経済的単一体説を採用しているた

表1 連結会計主体論と整合的な会計処理

	親会社説	経済的単一体説
①連結範囲の決定基準	持株基準	◎ 支配力基準
②非支配株主持分の表示	◎ 株主資本以外の純資産	株主資本の一項目
③子会社の時価評価方法	部分時価評価法	◎ 全面時価評価法
④のれん認識範囲	◎ 購入のれん方式	全部のれん方式
⑤支配獲得後の持株売買取引の性質	損益取引	◎ 資本取引
⑥非支配株主損益の性質	費用の一項目	◎ 利益の内訳
⑦アップ・ストリームの未実現利益の消去方法	親会社持分相当額消去方式	◎ 全額消去・持分比率按分方式

(出典：桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社(2014)330頁を加筆、修正。)

め、日本基準でもこれと整合した会計処理の適用範囲が徐々に拡大されてきた。

しかし、わが国の連結会計基準では、経済的単一体説の考え方に傾いているとはいえ、いまだに親会社説の考え方を採用している項目もある。

そこで、次章で、経済的単一体説の考え方を採用しているIFRSにおける連結に関する会計基準について検討し、第3章において、いまだに親会社説の考え方を採用している②非支配株主持分の表示及び④のれん認識範囲についての問題点を考察することにする。

第2章 IFRSにおける連結に関する会計基準

第1節 設定経緯

1. IFRSにおける連結に関する会計基準の設定経緯

本節では、IASBが2011年5月に公表したIFRS第10号「連結財務諸表」とIFRS第12号「他の企業への関与の開示」を中心に、IFRSにおける連結に関する会計基準の経緯と最近の動向について説明するとともに、日本基準および米国基準における連結に関する会計基準の経緯と動向について記述する。

(1) 経緯

IFRSにおける連結に関する会計基準の経緯は、表2のようにまとめることができる。

(2) 連結の範囲に関する改訂の背景

IFRSにおける連結に関する会計基準は、これまで改訂前の国際会計基準(以下、「IAS」という。)第27号で定められており、特別目的事業体(以下、「SPE」という。)の連結に関する解釈指針(以下、「SIC」という。)第12号において別に定められており、不整合が生じていた。この不整合により、支配の判定をIAS第27号とSIC第12号のいずれで行うかによって結果が異なる可能性が生じていた。

このような中、2008年12月、IASBは、SPEを合むすべての企業に適用される単一の支配モデルの確立と連結および非連結の企業に関する開示の改善を目的として、公開草案第10号「連結財務諸表」(以下「ED10」という。)を公表した。その後、FASBとの合同の審議を経て、2011年5月に最終基準としてIFRS第10号等の一連の基準を公表した。これにより、改訂前IAS第27号における連結に関する基準はIFRS第10号に置き換えられ、SPEの連結の指針を定めていたSIC第12号も廃止された。

表 2

公表時期	主な項目	主な会計基準等
1976年6月	連結会計基準の設定	IAS 第3号「連結財務諸表」
1989年4月		IAS 第27号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」
1998年12月		SIC 第12号「連結—特別目的事業体」
2003年12月		IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」の改定 ²⁸
2008年1月	企業結合プロジェクトに伴う改定	IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」の改定 ²⁹ （IFRS 第3号「企業結合」の改定も同時に公表）
2008年12月	連結の範囲に関する改定	公開草案第10号「連結財務諸表」（ED10）
2011年5月		IFRS 第10号「連結財務諸表」IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」
2012年6月		IFRS 第10号等の改定（経過措置ガイダンス）
2012年10月	投資企業の会計処理の導入	IFRS 第10号等の改定（投資企業の会計処理）

第2節 連結手続

1. 連結財務諸表の作成

IAS第1号「財務諸表の表示」では、連結財務諸表は、企業集団の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローを適正に表示することが要求されている（IAS第1号第15項）。このIAS第1号の適正表示についての最も重要な要求事項に加えて、IFRS第10号では連結財務諸表に適用される会計上の規則が規定されており、連結財務諸表の作成にあたり、企業集団は、親会社およびその子会社の財務諸表を結合し、あたかもその企業集団が単一の経済的実体であるかのように、その財務情報を表示することが要求されている。

2. 連結上の修正

連結財務諸表は、親会社およびその子会社の資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローの類似の項目を合算して作成される（IFRS第10号B86項）。このように、連結財

務諸表には連結範囲に含まれる各企業の個別財務諸表の情報が組み込まれるが、連結手続として一定の連結上の修正の会計処理が行われる。すなわち、企業集団の連結財務諸表の作成にあたり、親会社は子会社の財務諸表に連結上の修正を行わなければならない。

3. 非支配株主持分の会計処理

(1) 概要

①経済的単一体説の採用

IFRS第10号では、経済的単一体説を基礎に、非支配持分との取引について規定しており、子会社に対する持分が支配獲得後に増減しても支配に変更がないものは、資本取引として会計処理される。

②定義および分類

非支配持分は、IFRS第10号で「子会社に対する持分のうち、親会社に直接又は間接に帰属しないもの」と定義されている（IFRS第10号付録A）。例えば、親会社が子会社に

対して70%の持分を所有している場合には、子会社の利益および純資産の全額を連結し、その30%を非支配持分として表示しなければならない。

非支配持分は、連結グループの資本の一部として報告され、親会社の持分とは区別して表示される（IFRS第10号第22項）。また、その他の資本項目と区別するために、例えば、「子会社に対する非支配持分」などのように、明確に識別され分類される。非支配持分は連結グループの資本として分類されるため、純利益および包括利益には親会社に帰属する金額と非支配持分に帰属する金額が含まれることになる。

③非支配持分への配分

連結財務諸表作成における支配の原則は、ある企業がある親会社の子会社であるかどうかを決定することに関するものである。IFRS第10号では、連結財務諸表作成において、親会社持分および非支配持分への配分比率を現在の所有持分だけを基礎に経済的持分を決定することと規定している（IFRS第10号B89項）。

④持分の過半を保有する非支配持分

親会社がある企業を支配している場合は、当該企業を子会社として取り扱わなければならない。このため、例えば、ある企業に対する20%の持分しか保有していない親会社が、法律または契約を通じて、企業の活動を指図するパワーを有している場合もあり得る。このような場合には、非支配株主は、当該企業に対する80%の持分を保有していることになる。

(2) 取得後の純損益および包括利益の支配持分および非支配持分への帰属

上述のとおり、非支配持分は取得日現在の公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分のいずれかで測定されるが、取得後の期間に発生した純損益に対する持分、資本に含まれるその他の包括利益およ

びその他の剰余金の各構成要素に対する非支配持分については、それぞれに配分することとなる（IFRS第10号B94項、B95項）。

第3節 IFRS第10号及びIFRS第12号の概要と適用範囲

1. IFRS第10号目的と適用範囲

(1) 目的

IFRS第10号は、企業（投資者）が一つ以上の他の企業（投資先）を支配している場合の連結財務諸表の表示と作成に関する原則を定めることを目的としている（IFRS第10号第1項）。どのような場合に連結財務諸表の作成が必要となるかを規定し、支配の原則を定義し、その支配の原則をどのように適用するかを示している。また、連結財務諸表の作成に際しての会計処理に加え、投資企業の定義とその子会社の連結に関する例外としての会計処理も定めている（IFRS第10号第2項）。

(2) 適用範囲

IFRS第10号の連結財務諸表の作成についての規定は、以下の例外を除き、営利目的の取引や事業を行うパートナーシップや法人格のない組織体等、すべての企業に適用される（IFRS第10号第4項）。

- ①IAS第19号「従業員給付」が適用される退職後給付制度または他の長期従業員給付制度
- ②連結財務諸表の作成の免除に関する一定の条件をすべて満たす企業
- ③投資企業

2. IFRS第10号の連結の範囲

IFRS第10号では、支配の概念（原則）の定義を変更し、一般的な事業会社であるか、SPEであるかにかかわらず、全ての企業に適用することとしている。投資者は、企業（投資先）への関与の内容にかかわらず、投資先を支配しているかどうかを判定し、自らが親会社である

かどうか決定する必要がある（IFRS第10号第5項）。この支配の定義は以下のとおりである。支配がある場合に、投資先の連結が求められることになる。

投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配している（IFRS第10号第6項）。³⁰⁾

3. IFRS第12号の目的と適用範囲

(1) 目的

IFRS第12号では、開示の目的を定め、その目的を満たすために必要となる個別の開示項目を定める構成をとっている。この開示の目的は以下のとおりである（IFRS第12号第1項）。

開示目的

財務諸表の利用者が、以下について評価するのに役立つ情報の開示を求めること

- ①他の企業への関与の内容と関連するリスク
- ②関与による財務上の影響（財政状態、業績およびキャッシュ・フローに与える影響）

(2) 適用範囲

IFRS第12号は、子会社や非連結の組成された企業への関与のほか、共同支配の取決めや関連会社への関与にも適用される。また、組成された企業が子会社として連結されている場合には、他の子会社に関する開示と基本的に同様の開示規定が適用される。

また、IFRS第12号の開示は、他の企業への「関与」に対して適用される。IFRS第12号では、この「関与」について、「企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与」と定義している。

第4節 日本基準との相違

1. 主な相違点

第1章でわが国における連結に関する会計基準、本章においてIFRSにおける連結に関する会計基準を見てきた。わが国の連結に関する会計基準は、年々IFRSの連結会計基準に近づいており、設定当初と比べるとIFRSと類似する部分が増えている。その結果として、わが国の連結基準が親会社説から経済的単一体説に移行しているといえる。しかし、以下の二つの論点に関しては、いまだに親会社説を重視した考え方を採用しており、経済的単一体説を基に設定されているIFRSと乖離していると考えられる。そこで、本節では日本基準とIFRSとの間で考え方が異なる二つの論点について重点的に考察する。

まず、一つ目は、のれんの認識範囲に関する論点である。日本基準では、支配獲得日に消去される子会社の資本は、被取得企業の識別可能純資産で評価され、非支配株主持分に帰属する部分が非支配株主持分として計上されるため、非支配株主に帰属するのれん（以下、「非支配のれん」という。）は計上されず、親会社株主に帰属する購入のれん（以下、「親会社のれん」という。）のみが計上される。

一方、IFRS第10号では、非支配株主持分について、取得日現在の公正価値、または子会社の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分のいずれかで測定することを選択できる。したがって、IFRSを採用した企業が非支配株主持分を取得日現在の公正価値で測定した場合には、「全部のれん」が計上されるため、日本基準との間に差異が生じる。³¹⁾

もう一つは、非支配株主持分の表示方法に関する論点である。経済的単一体説によれば、非支配株主持分は連結貸借対照表において資本（株主持分）の一部として表示され、非支配株主持分に帰属する利益（非支配株主利益）は連結損益計算書において純利益の内訳項目として表示される。³²⁾ 一方、親会社説によれば、非支配株主持分は連結貸借対照表において資本（株

主持分)以外(負債と資本(株主持分)の中間または負債)として表示され、非支配株主損益は連結損益計算書において純利益を算定する前に控除され、親会社に帰属する純利益が最終的に表示される。³³⁾

第3章 各章から導きだされる 問題点(論点)

第1節 全部のれん方式の採用の可否に関する 問題点【論点1】

1. 問題提起

わが国において連結財務諸表を作成する際、のれんの計上方法を全部のれん方式にするか、購入のれん方式にするについて議論が重ねられていた。しかし、非支配株主持分の測定について、次の理由から、現行の連結基準と同様に、子会社の資本のうち非支配株主に帰属する部分とする方法、すなわち、購入のれん方式に限定することが考えられるとしていた。³⁴⁾

- (1) IFRSでは、非支配株主持分を、被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額によって測定する(したがって、購入のれんが計上される。)ことも認められている。
- (2) 代替的な会計処理を認めることは、財務諸表の比較可能性を損なう。
- (3) 子会社に対する支配を獲得したのは親会社株主であるにもかかわらず、非支配株主に係るのれんも計上されることは自己創設のれんを計上することに相当する。
- (4) ただし、国際的な会計基準の取扱いを踏まえ、少数株主持分を取得日の時価で測定する方法(すなわち、全部のれん方式)を選択適用できるようにするかどうか、引き続き検討する。

2. 非支配のれん計上の可否

ASBJは全部のれん方式を支持しない論拠のひとつとして、「自己創設のれんの計上を禁止している現在の会計モデルと矛盾する」点を挙

げていた(企業会計基準委員会(2003))。この点について、川本(2012)は、以下のようにいう。³⁵⁾

子会社取得時において、記録される非支配株主持分に見合う対価が現実に支払われていないため、「非支配のれん」は自己創設のれんとみられるのは当然であると考えられていた。しかし、いったん自己創設のれんと認められてしまうと、「非支配のれん」を計上する余地はなくなってしまうのだろうか。一般に自己創設のれんの計上がなぜ禁止されなくてはならないのかは、企業会計のなかでも主要な論点のひとつである。そこで、自己創設のれんの禁止を原則として認めながらも、「非支配のれん」にはこれを適用しないという道を開くことができるか否かを検討する。

自己創設のれんの計上が禁止されている理由の一つは、未実現利益の計上を排除するためである。「非支配のれん」を計上しても、この金額が連結利益として扱われることはない。なぜなら、その分、非支配株主持分が増額されることになるからである。これまで、全面時価評価法の採用による、子会社の識別可能資産の評価益を全額認識することに伴って、非支配株主持分が増額されたとしても、それが親会社に帰属する利益ばかりか、非支配株主利益にも反映されることがなかったからである。この場合において、子会社取得後に、「非支配のれん」を再評価することがあれば、未実現の非支配株主利益を認識することになる可能性も考えられるが、子会社取得時に限って「非支配のれん」を認識する分には恣意性の介入する余地はなく、未実現利益の認識にはならないと考えられる。

このような主張は、自己創設のれんの計上を禁止する原則の趣旨に抵触することを回避しつつ、「非支配のれん」を認識することが可能であることを示唆している。しかし、「非支配のれん」の認識を積極的に支持するものではない。なぜなら、「非支配のれん」を認識することは、親会社が取得したのれんとしては、取得原価のうち識別可能資産・負債に配分されない残余、

すなわち購入のれんに限って認識されていることと整合しないという反論が考えられるからである。

それでは、「非支配のれん」は自己創設のれんではないと考える余地はないのであろうか。この点において、のれん以外の子会社資産については、取得した子会社持分の割合にかかわらず、支配獲得時の公正価値で記録することになっている点が挙げられる。³⁶⁾ すなわち、経済的単一体説の考え方に整合的である全面時価評価法のもとでは、親会社が取得した子会社識別可能資産・負債は、非支配株主持分の有無にかかわらず、同じ金額、つまり公正価値で記録されるのである。そこで、のれんも同じように、非支配株主持分にかかわりなく、公正価値で記録しようと主張することができる。³⁷⁾

ここでは、非支配株主と取引する主体として、親会社ではなく、企業グループを想定する必要がある。すなわち、この想定のもとで作成される連結財務諸表は親会社ではなく企業グループの観点から作成されるものでなくてはならない。連結基礎概念で言えば、経済的単一体説を採用するということである。ここでの問題点は、経済的単一体説は親会社に情報を提供するという開示制度の目的を明確に定めることができるのかということである。

第2節 非支配株主持分の表示に関する問題点【論点2】

1. 会計主体論と連結基礎概念の関係

非支配株主持分を連結財務諸表上の負債とみるか資本とみるかは、親会社説によるか経済的単一体説によるかの違いによる。すなわち、非支配株主持分の性格をどのように捉えるかが重要な論点であると考えられる。³⁸⁾ きわめて論理的に割り切れば、親会社説によれば負債であり、経済的単一体説によれば資本であると考えられることもできる。しかし、親会社説であっても負債と資本の中間に位置付けるときもある。³⁹⁾

親会社の経営者にとっては親会社を中心にみるのが自然であり会計基準としては受け入れられ

やすいが、経済的単一体説の方が投資情報提供機能において優れている。なぜなら、投資家とは既存の投資家だけではなく、市場内外にいる潜在的な投資家も含めて考えるのが当然であり、潜在的な投資家は追加的な情報を求めているのが当然であると考えられるからである。また、持株比率という法形式基準によるよりも、経済実態の判断による支配力基準の方が、客観性に欠けることはあっても、透明性の高い会計情報を提供することが多いからである。⁴⁰⁾

本節では、現在でも深く浸透している伝統的な会計主体論を踏まえ、その中の資本主理論に焦点を当て、資本主理論と連結財務諸表の関連性を明らかにし、そのうえで連結財務諸表に表示する非支配株主持分の会計的性格を考察し、問題点を考察する。

2. 会計主体と株主持分

財務諸表の構成要素をめぐる議論は会計主体論を中心として行われてきた。

とりわけ会計上の「持分」すなわち、資産に対する請求権をどのように位置づけるかが問題となる。以下では、まず、(1) 会計主体論の典型である資本主理論と企業主体理論を対比し、(2) において、資本主理論について2つの考え方を考察し、そのうえで(3) において資産負債アプローチとの関連性について検討する

(1) 資本主理論と企業主体理論

まず、資本主理論では、企業を所有する主体の立場を重視し、資産と負債の差額すなわち純資産を資本主に帰属する持分とみなす。株式会社は株主の所有物ないし株主の集合体であって、会社の資産は株主の資産であり、会社の負債は株主の負債である。さらに、会社が獲得した利益もすべて計上された時点から株主に帰属すると考える。これは、「株主の要求を満たすことができれば、その他の情報利用者の情報ニーズの多くを満たすことができる」という仮定のもと、企業の所有者の観点から財務諸表を作成すべきだという考え方⁴¹⁾ であり、株主は、会計報告主体そのも

のであるのに対して、債権者は株式会社の外部者として位置付けられる。⁴²⁾

これに対して、企業主体理論では資金提供者から独立した企業それ自体の立場を重視し、資金提供者の資産に対するすべての持分（請求権）を同等とみなす。それゆえ資本主義理論とは異なり、債権者持分を示す負債と株主持分の区分が問題となることはない。株式会社は株主とは独立した存在であり、会社の資産および負債は、正に会社自体の資産または負債であり、株主も債権者も会社に対する外部の資金提供者として同様に位置付けられる。⁴³⁾

わが国における現行の株式会社の会計においては、必ずしも会社を株主の集合体と見ているわけではないが、損益計算書では株主に帰属する利益が計算されている。また、資本設備を充実させる目的で政府から交付された国庫補助金でも資本とされることなく、貸借対照表では株主に帰属する金額だけが資本として取扱われている。

したがって、現行の企業会計は、出資者とは区別された企業実体を対象とするが、会計上の判断は株主の観点から行われ、利益や資本は株主に帰属する金額が財務諸表に表示されており、資本主義理論と整合的であるといえる。⁴⁴⁾

(2) 狭義の資本主義理論と広義の資本主義理論

前述したように、資本主義理論は企業を資本主のものと捉え、会計の主体を資本主であるとする立場である。資本主義理論では、企業の資本はすべて出資者のものであり、その金額は出資者にとっての正の財産（資産）から負の財産（負債）を控除して算定される。そこで、貸借対照表上、正の財産又は負の財産を資産の部又は負債の部に記載することとし、その純額は、資本主に帰属する部分として「純資産の部」に記載されることになる。

会計主体論としての資本主義理論を連結貸借対照表で考えると、狭義と広義の資本主義理論

に分けることができる。個別財務諸表をベースとした資本主義理論では、資本等式として以下の式が成り立つ。

〈資本主義理論〉

資本等式：資産 - 負債 = 純資産

個別貸借対照表

資 産	負 債	}	資本主に帰属する部分
	純資産		

連結貸借対照表では、資本主義理論における純資産の部を、狭義の資本主義理論と広義の資本主義理論に分けて考えることができる。

〈狭義の資本主義理論〉

連結貸借対照表

資 産	負 債	}	資本主に帰属する部分
	非支配株主持分		
	親会社持分		

狭義の資本主義理論では、純資産の部は親会社持分のみで構成され、非支配株主持分は負債又は負債と純資産の中間区分に表示する。これは、純資産の部を純化させることを目的とし、純資産の部から親会社持分以外の項目を排除するものである。この考え方によれば、純資産の部は親会社持分に帰属するもののみとなるため、親会社の株主持分を強調する考え方である親会社説に整合的であるといえる。⁴⁵⁾

〈広義の資本主義理論〉

連結貸借対照表

資 産	負 債	}	資本主に帰属する部分
	非支配株主持分		
	親会社持分		

広義の資本主理論では、純資産の部は親会社持分と非支配株主持分で構成され、非支配株主持分は純資産の部に表示する。これは、連結財務諸表においては、非支配株主も親会社株主と同等の地位であると捉え、純資産の部にも非支配株主持分の項目を含めようとするものである。この考え方によれば、純資産の部は親会社持分に帰属するものだけでなく、非支配株主に帰属する部分も含まれるため、非支配株主を含む企業集団全体を支配する株主全体の視点からとらえる点を強調する考え方である経済的単一体説に整合的であるといえる。⁴⁶⁾

(3) 資産負債アプローチとの関係

前述のように、広義の資本主理論は純資産の部に親会社持分と非支配株主持分を含める考え方であり、狭義の資本主理論とは異なり、資産の部と負債の部が明確に表されるようになったと考えられる。これは、以下のような資産負債アプローチに整合的であると考えられる。ここで、資産負債アプローチにより純資産の部をとらえれば、資産と負債の差額である純資産の当期増減額から資本取引による当期増減額を控除した残額をもって利益とされるのである。⁴⁷⁾

資産負債アプローチでは、まず資産や負債の適切な定義と測定が行われ、それにもとづいて算出された資本の期中変動額をベースに利益を算出する。資産負債アプローチのもとでは、資産と負債が企業の経済的資源を財務的に表現したものであるという要件を満たすことが前提となる。このため、収益費用アプローチ⁴⁸⁾では計上される経済的資源ではない項目（いわゆる計算擬制項目）が資産や負債として認められないことになる。伝統的な企業会計の論理は収益費用観に立ってきた。しかし、金融商品や退職給付、リース、株式報酬など、伝統的な収益費用アプローチでは認識されない取引が経済や企業経営に与える影響が増大したことに伴い、その状況は大き

く変化した。FASBやIASBが、財務諸表上でそうした取引を認識できる資産負債アプローチにもとづく会計基準を設定しはじめているためである。⁴⁹⁾

第4章 結論——経済的単一体説の考えを重視した会計基準によって作成した連結財務諸表を採用できるか否か

第1節 論点1に関する結論

前章で考察したように、IFRSにおいて、のれん以外の子会社資産については、取得した子会社持分の割合にかかわらず、支配獲得時の公正価値で記録することになっている。それに対し、等しく資産に属する科目でありながら、のれんだけが、取得した持分に応じて金額が変わってくるのは理論的に筋が通らないと考えられる。また、段階的に株式を取得することによって子会社化を達成する場合でも、のれん以外の子会社資産については、やはり結合時の公正価値が反映される。ここで、購入のれん方式では、取得時点ごとの原価からのれんの額が測定されるので、結合時点におけるのれんの公正価値を表さないとはいえる。この点においても、のれんを他の資産と区別している点で問題があると考えられる。

上述したように、ASBJでは、全部のれん方式に反対している。その理由として、分離可能性を欠くのれんは他の識別可能資産と異なる性質をもつこと、非支配株主持分に相当するのれんは自家創設のれんだと考えられること、「全部のれん」を測定することの困難等を挙げている。

一方、他の資産と整合的に扱うために全部のれん方式を採用するという考えには以下のような論拠がある。

わが国では、のれんを除く子会社資産について、取得した子会社持分の割合にかかわらず支配獲得時の公正価値で記録する方法、すなわち、わが国でいうところの全面時価評価法が採用されている。全面時価評価法に対して、子会

社資産を支配獲得時点の公正価値に評価替えして、親会社が取得した持分のみあう分だけ、連結財務諸表に計上するという部分時価評価法もあり、従来は、こちらが一般的であった。

全面時価評価法は、ひとつには子会社資産に対する支配という観点から正当化される。すなわち、取得した持分が100%未満であっても、親会社は子会社資産全体に対する支配を獲得している。それは、従来から非支配株主持分のみあう資産・負債をバランスシートに承継しない比例連結が否定され、全部連結が採用されてきたことに表れている。そうであるにもかかわらず、部分時価評価法を採用すれば、全体を支配しているにもかかわらず、取得した持分の割合が連結バランスシートに計上される子会社資産の額に反映されることになるというものである。

しかし、全部のれん方式を全面時価評価法との整合性から正当化しようとするのは、局所的には理に適っているように見えるが、会計全体として適切であるか否かは別の問題である。なぜなら、現行の会計基準では、全面時価評価法、部分時価評価法のどちらを採用しても「親会社のれん」しか計上されておらず、そこに論理の誤りがない以上、「非支配のれん」を計上すべき論拠は別に存在すると考える方が妥当だからである。その論拠を明らかにするためには、全部のれん方式の採用論拠は、自家創設のれんを認識しないという従来からの原則に反していないのかについてももう少し深く検討すべきであろう。

親会社がある企業を子会社として支配下に入れるために子会社株式を買うときには、その企業の過去だけでなく、将来の成長性等も重要な要素であることは間違いない。つまり、ある企業の将来の成功にかけて投資するわけである。現代の激しい競争環境のなかで企業を成功へと導くのは、企業の有する情報や技術であると考えられる。そして、こうした要因がまさに企業の超過収益力を構成するならば、それが独立して示すことができる限りにおいて、のれんや他

の無形資産の計上は財務報告にとって不可欠なものになると考えられる。⁵⁰⁾

全部のれん方式の採用論拠は、企業の過去、現在だけではなく、将来の成長性等も含めた価値を財務諸表に忠実に再現すべきであるということである。そうであるならば、支配獲得時に計上されるのれんについても、「親会社のれん」だけではなく「非支配のれん」も計上する全部のれん方式を採用することが、その企業の実態を忠実に表すことになるといえる。確かに、「非支配のれん」を計上することは、自己創設のれんの計上であるとして禁止されるべきだと主張されることはあるが、ある企業を子会社として支配するという事は、新たにその企業へ投資をすることと同義であるといえる。つまり、子会社を支配獲得時の時価で計上することが、企業の実態を表現することに適していると考えられる。⁵¹⁾

すなわち、「非支配のれん」を計上することは、新たな投資としての価値を財務諸表に表現する方法なのである。そして、その子会社(完全子会社以外を前提とする)に投資している株主は親会社株主のみならず、非支配株主も投資していることは事実であり、非支配株主が投資している分の「非支配のれん」を計上するのは当然であるといえる。

したがって、連結財務諸表に計上するのれんは、経済的単一体説に整合した方法である全部のれん方式により計上すべきであるといえる。

第2節 論点2に関する結論

前章で考察したように、狭義と広義の資本主義理論からは、それぞれ、親会社説と経済的単一体説が整合的であることを論理的に導くことができる。全部連結を前提とした親会社説と経済的単一体説は、連結純資産に対する包括的な株主持分を基礎としている点で同じ立場といえる。⁵²⁾

それでは、親会社説と経済的単一体説のうちいずれが妥当といえるであろうか。そもそも資本主義理論では、企業の資本はすべて出資者のも

のであり、その金額は出資者にとっての正の財産である資産から負の財産である負債を控除して算定されると想定されている。ここで、非支配株主および親会社のいずれもが子会社純資産に対して同等の持分（又は権利）を有していることからすれば、広義の資本主理論から導かれるように、非支配株主持分を連結資本の構成要素とする経済的単一体説の方が整合的であるといえる。仮に、狭義の資本主理論から導かれる親会社説を支持するのであれば、非支配株主持分が負債の部に表示するのか、または、中間区分を新たに設けて表示するのかを明示する必要があるといえる。また、特定の子会社が企業集団に含まれる際に、資本の所有と支配が分離不能という前提をおくならば、非支配株主の持分は連結資本とはいえないという見解もありうる。

確かに、非支配株主持分を通常の株主取引に基づく払込資本とみなすことは困難であるともいえる。しかし、たとえば支配獲得時の資本連結手続で明らかのように、貸方の非支配株主持分に見合った連結純資産が存在するのも事実である。前述したように、払込資本以外の純資産も株主持分に含むという広義の資本主理論の考え方からすれば、非支配株主持分を連結資本とみなすことは可能といえる。

個別財務諸表をベースとした資本主理論では、企業実体を会計単位としながら負債と株主持分の区分を重視したうえで、株主持分の本質を資産から負債を控除して算定されるものと捉えてきた。それゆえ、同じ貸方項目である負債の処理とは異なり、株主からの出資を源泉とする払込資本以外の部分も株主持分に含めている。

広義の資本主理論と連結基礎概念としての経済的単一体説は、理論的にも両立可能といえる。親会社説と経済的単一体説の対立は、資本主理論と企業主体理論のそれではなく、連結純資産が株主持分をあらわすという前提のもとで、持分を特定の株主に制限するか否かの違いにある。また、親会社説を主張するには、わが

国が重視してきた実務感覚への適合性の他にも、一般に認められた上位概念に従って、親会社持分が重視される根拠を理論的に示すことも必要になる。したがって、一般理論との整合性という点では、親会社株主だけではなく非支配株主も株主持分に含めると解するかぎり、非支配株主と親会社株主を同等に扱う経済的単一体説の方が妥当といえる。

おわりに

わが国とIFRSにおける連結に関する会計基準の研究を行った動機は、わが国の連結会計基準が改正されるたびに、IFRSの連結会計基準に近づき、単なるコンバージェンスではなく、IFRSそのものをわが国の連結会計基準にする（アドプション）ことになるのではないかと感じたところにある。特に、わが国の大企業を中心にIFRSや米国会計基準を採用する企業が増え、今後のわが国の会計制度のあり方に重大な影響を及ぼすのではないかと考えられたからである。

わが国の証券市場においては、海外の投資家が増え、資金調達面で海外の投資家を無視することは考えられないような状況になっている。また、わが国の企業・経営者においてもこのように考える企業が多くなってきている。一般的に、企業が事業活動を行うにあたり資金調達をする場合、より良い条件で調達するため、企業の財政状態や経営成績を財務諸表によって忠実に表現することは当然のことであるといえる。しかし、日々経済活動をしている企業を財務諸表によって表現することは企業にとって非常に難しい問題であり、その数値を利用し意思決定をしなければならない投資家も大きなリスクが伴うといえる。⁵³⁾

わが国の連結会計基準やIFRSの連結会計基準は、企業グループの財政状態や経営成績を忠実に表現するために設定されたものであり、それは、企業が資金調達をする際や投資家が意思決定を行う際において無くてはならないもので

ある。わが国や海外においてこのような制度を創設し、度重なる改正を行うのは、会計制度の設計を通じて企業が国内外で円滑に事業活動を行えるようにし、また、投資家が安心して投資意思決定を行えるようにするためであり、各国の健全な経済の発展を促進するという使命があるからである。

上述したとおり、財務諸表は、企業にとっては資金調達をするために、投資家にとっては投資意思決定をするために必要なものである。それゆえ、その会計基準は企業にとっても投資家にとっても納得できるものでなくてはならない。すなわち、企業の状況を忠実に表現するものでなくてはならないということである。⁵⁴⁾

本稿では、わが国の連結会計基準とIFRSにおける連結会計基準を検討する際、連結基礎概念から派生する親会社説と経済的単一体説に分けて検討したが、国際会計基準とのコンバージェンスにおいて、経済的単一体説に基づく会計処理への収斂が図られようとしている。このような流れの中で、わが国では連結会計基準の見直しが行われているが、依然として親会社説に基づく会計処理が残っている。言い換えると、わが国の連結会計基準は、親会社説と経済的単一体説の妥協の産物となっており、論理的には一貫していないといえる。

具体的には、非支配株主持分の表示及びのれ

ん認識範囲については、わが国の連結会計基準は親会社説の考え方を採用しており、経済的単一体説の考え方を採用するIFRSとは乖離が生じている。このまま放置しておく、全世界から資金調達をするという状況の中で、IFRS等の国際会計基準から乖離し、わが国の企業にとって事業活動が制限されるおそれがある。また、近年においては、国際標準と異なる会計基準が適用されていると、その基準を採用する企業にとって様々な面で不利になり、短期的にも長期的にも不利益を被るばかりである。

わが国の会計基準は、健全な経済の発展を促進するという使命の下に、毎年のように改正が行われている。経済の発展は、企業側と投資家側の相互協力なしに達成することは不可能であり、また、どちらか一方が超過的な利益や不利益を受けるようであってはならない。

本稿を通じて、会計基準が首尾一貫していないことは、わが国にとって利益になることはないということが再確認できた。この先、会計基準の改正やIFRS等の国際会計基準の採用は増えていくと思われるが、企業、投資家の両者にとって分かりやすく企業状況を忠実に表現できるような仕組みを作らなければならない。今後は、わが国とIFRSの会計基準について、どのような改正がなされるのか、会計基準の発展に注視していきたいと思っている。

注

- 1) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第1項。
- 2) 桜井久勝「連結会計基準の国際化をめぐる論点」企業会計第60巻1号(2008)65頁。
- 3) 連結財務諸表原則 第一 連結財務諸表の目的。
- 4) 武田隆二『連結財務諸表・第9版』国元書房(1988)63頁。
- 5) 久松治夫「連結財務諸表原則について」駒沢大学経営学部研究紀要(1976)31頁。
- 6) 連結財務諸表原則 前文 一の1。
- 7) 意思決定に有用な情報とは、情報利用者がキャッシュ・フローを生み出す企業能力を評価し、またキャッシュ・フローの額、発生時期と確実性を事前評価することで得られるものであり、かかる評価に役立つ情報のことである。広瀬義州他『財務報告のフロンティア』中央経済社(2012)8頁。
- 8) 武田隆二『連結財務諸表・第9版』国元書房(1988)64頁。
- 9) 川本 淳「連結と単体の関係についての基本的な概念」企業会計第64巻5号(2012)37頁。
- 10) 山地範明「会計基準の国際的統合と連結基礎概念」企業会計第61巻2号(2009)26頁。
- 11) 桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社(2014)330頁～。
- 12) この他、親会社説よりもさらに親会社持分を重視し、連結財務諸表を親会社の比例的持分

- だけ連結する比例連結説もある。平松一夫他『会計基準のコンパジェンス』中央経済社(2014) 123頁。
- 13) 川本 淳『連結会計基準論』森山書店(2002) 4頁。
- 14) 山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社(2000) 91頁。
- 15) 山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社(2000) 92頁。
- 16) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社(2012) 499頁。
- 17) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社(2012) 500頁。
- 18) 非支配株主持分については、連結上の資本として扱うべきなのか、それとも、資本として扱うべきではないのかという議論がある。斉藤静樹他『企業会計の基礎概念』中央経済社(2013) 183頁。
- 19) 山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社(2000) 98頁。
- 20) 同書 97頁。
- 21) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第55項。
- 22) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第28項。
- 23) 桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社(2014) 351頁。
- 24) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第36項。
- 25) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第28項～30項。
28. 子会社株式(子会社出資金を含む。)を追加取得した場合には、追加取得した株式(出資金を含む。)に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする。
29. 子会社株式を一部売却した場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。)には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額(以下「売却持分」という。)と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする。なお、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。
30. 子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。)には、当該差額を資本剰余金とする。
- 26) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第39項。
39. 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書における、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分は、下記のとおり表示する。
- (1) ~ (3) ①②(略)
- ③②計算書方式の場合は、当期純利益に非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純利益を表示する。
- 1 計算書方式の場合は、当期純利益の直後に親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主に帰属する当期純利益を付記する。
- 27) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第51項。
51. 連結財務諸表の作成については、親会社説と経済的単一体説の2つの考え方がある。いずれの考え方においても、単一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では変わりはないが、資本に関しては、親会社説は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方であるのに対して、経済的単一体説は、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる考え方であるという点で異なっている。平成9年連結原則では、いずれの考え方によるべきかを検討した結果、従来どおり親会社説の考え方によることとしていた。これは、連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられるとともに、親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられることによる。平成20年連結会計基準においては、親会社説による考え方と整合的な部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている。
- 28) 2003年のIAS第27号の改訂は、個別財務諸

- 表におけるすべての子会社投資等を、原価法か、IAS第39号を用いて測定することとし、持分法の適用の選択肢を削除するというもの。
- 29) 非支配持分の会計処理及び子会社に対する支配の喪失の会計処理を変更するもの。
 - 30) あらた監査法人『連結』第一法規(2013年)24頁, 25頁。
 - 31) 本稿第3章第2節3.(2)を参照のこと。
 - 32) 仮に、親会社が100%未満子会社を複数抱えていれば、連結貸借対照表上に出てくる非支配株主持分は、異なる子会社のものが混在した金額でしかない。川本 淳「少数株主持分の性質と測定」会計第176巻2号(2009)38頁。
 - 33) 山地範明「連結基礎概念と連結会計基準の改訂」関西学院IBAジャーナル(2009)。
 - 34) 第242回企業会計基準委員会審議(3)-2 企業結合(ステップ2)全部のれんの検討。
 - 35) 川本 淳「全部のれん方式をめぐる論点の再考(1)」学習院大学経済論集第49巻3号(2012)221頁～。
 - 36) 仮に将来の予測に資するものということであっても、今の時点の貸借対照表にいろいろな予測が盛り込まれているから有効だという意見もある。氷見野良三他「『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』について」季刊会計基準第42号第一法規(2013)。
 - 37) IASBが採用したのは、識別可能純資産に係る全面時価評価法との整合性に重点を置くアプローチであった。北村敬子『財務報告における公正価値測定』中央経済社(2014)248頁。
 - 38) 川本 淳『連結会計制度論』森山書店(2002)。
 - 39) このような親会社説を拡張親会社説と呼ぶこともある。詳細は、武田隆二『連結財務諸表・第9版』国元書房(1988)71頁～参照。
 - 40) 藤田敬司「少数株主持分=資本説の論理展開とJV会計への適用可能性」立命館経営学第46巻1号(2007)6頁。
 - 41) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社(2012)105頁。
 - 42) 佐藤信彦「少数株主持分の性格——会計主体との関連を中心にして——」企業会計第55巻7号(2003)49頁。
 - 43) 同書49頁。
 - 44) 桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社(2014)57頁。
 - 45) 親会社説については、本稿第1章第2節1.(1)①を参照のこと。
 - 46) 経済的単一体説については、本稿第1章第2節1.(1)②を参照のこと。
 - 47) 資産負債アプローチを採用しているからといって、全ての資産および負債が公正価値で測定されることになるわけではない。山田辰巳「日本はIFRSとどう向き合うべきか」企業会計第64巻1号(2012)100頁。
 - 48) 収益と費用を会計の中心概念として理解し、両者の差額をもって利益を測定するという考え方。桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社(2014)71頁。
 - 49) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社(2012)52, 53頁。
 - 50) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社(2012)576頁。
 - 51) 支配獲得時に子会社の資産・負債に適用される公正価値評価は、その時点、で子会社のバランスシートを適正に調整する操作であり、脱落している識別可能な資産・負債を追加計上することはありえても、自己創設のれんを追加認識するというのはまったく別の話である。齊藤静樹『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社(2013)353頁。
 - 52) 梅原秀継「会計主体と株主持分——一般理論および連結基礎概念の適用をめぐる——」会計第169巻4号(2006)23頁。
 - 53) 企業経営者と投資家との間には情報の非対称性(情報格差)がある。企業経営者は、経営の専門家として企業活動を現場で見て、その詳細を知り、より精度の高い将来見通しを持っているのに対して、投資家は、それらをほとんど知らないからである。このような情報の非対称性がある状況では、企業が証券を発行して資金を調達しようとしても、実行できない可能性がある。徳賀芳弘他『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社(2013)300頁。
 - 54) 市場取引に参加する不特定多数の投資家は、その投資意思決定に資する情報を、企業の情報開示や市場に頼って得ることになる。伊藤邦雄他『会計情報の有用性』中央経済社(2013)317頁。

参考文献

- あらた監査法人『連結』第一法規（2013年）.
- 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門・第9版』日本経済新聞出版社（2012）.
- 伊藤邦雄他『会計情報の有用性』中央経済社（2013）.
- 梅原秀継「会計主体と株主持分——一般理論および連結基礎概念の適用をめぐって——」会計第169巻第4号（2006）.
- 川本 淳『連結会計基準論』森山書店（2002）.
- 川本 淳「少数株主持分の性質と測定」会計176巻第2号（2009）.
- 川本 淳「全部のれん方式をめぐる論点の再考(1)」学習院大学経済論集第49巻第3号（2012）.
- 川本 淳「連結と単体の関係についての基本的な概念」企業会計64巻5号（2012）.
- 北村敬子『財務報告における公正価値測定』中央経済社（2014）.
- 斉藤静樹『会計基準の研究・増補改訂版』中央経済社（2013）.
- 斉藤静樹他『企業会計の基礎概念』中央経済社（2013）.
- 桜井久勝「連結会計基準の国際化をめぐる論点」企業会計第60巻1号（2008）.
- 桜井久勝『財務会計講義・第15版』中央経済社（2014）.
- 佐藤信彦「少数株主持分の性格——会計主体との関連を中心にして——」企業会計第55巻7号（2003）.
- 武田隆二『連結財務諸表・第9版』国元書房（1988）.
- 徳賀芳弘他『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社（2013）.
- 久松治夫「連結財務諸表原則について」駒沢大学経営学部研究紀要（1976）.
- 水見野良三他「『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』について」季刊会計基準第42号第一法規（2013）.
- 平松一夫他『会計基準のコンバージェンス』中央経済社（2014）.
- 広瀬義州他『財務報告のフロンティア』中央経済社（2012）.
- 藤田敬司「少数株主持分=資本説の論理展開とJV会計への適用可能性」立命館経営学46巻1号（2007）.
- 山地範明『連結会計の生成と発展』（中央経済社，2000）.
- 山地範明「会計基準の国際的統合と連結基礎概念」企業会計61巻2号（2009）.
- 山地範明「連結基礎概念と連結会計基準の改訂」関西学院IBAジャーナル（2009）.
- 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 連結財務諸表原則.
- 企業会計基準委員会審議第242回（3）-2 企業結合（ステップ2）全部のれんの検討.